

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 売買目的有価証券の意義

Q : 売買目的有価証券の意義が明らかにされたようですが、内容を教えてください。

A : 売買目的有価証券の意義は、改正された法人税基本通達に盛り込まれています。

【解説】

国税庁は先ごろ、12年度の税制改正で導入された有価証券の時価法や、外貨建資産等の期末円換算方法等の取扱いを定めた改正法人税基本通達を公表しました。

12年度の改正では、有価証券を所有目的に応じて3つに区分し、そのうちの売買目的有価証券については期末評価に時価法が適用されることになりました。

さらに売買目的有価証券は、①専担者売買有価証券、②短期売買有価証券、③金銭の信託に属する有価証券に区分されますが、通達では、専担者売買有価証券とは、いわゆるトレーディング目的で取得した有価証券を指し、基本的には、法人が特定の取引勘定を設けて有価証券の売買を行い、かつ、独立の専門部署により運用がされている場合の有価証券としています。典型的は適用対象は金融機関でしょう。

また、短期売買有価証券については、有価証券の取得の日とその有価証券を売買目的有価証券に係る勘定科目により区分している場合が該当することを明らかにした上で、短期的に売買し、または大量に売買を行っていると思われる場合の有価証券でも、帳簿上勘定科目で区分していないものは、短期売買有価証券に該当しないとしています。

